

鹿 児 島 県 公 報

平成27年 3 月 27 日（金）第3096号の 4



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

規 則

○看護職員等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則（※）

(保健医療福祉課取扱い) 1

規 則

看護職員等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3 月 27 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第 8 号

看護職員等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

看護職員等修学資金貸与条例施行規則（昭和37年鹿児島県規則第92号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

看護職員修学資金等貸与条例施行規則

第 1 条中「看護職員等修学資金貸与条例」を「看護職員修学資金等貸与条例」に改める。

第 2 条第 1 項中「第 2 条の」を「第 2 条又は第 14 条の」に、「看護職員等修学資金貸与申請書」を「看護職員修学資金等貸与申請書」に改め、同項第 1 号中「学業成績表」を「学業成績証明書」に改め、「第 2 条各号」の次に「若しくは第 14 条各号」を加え、同項第 3 号中「家庭調書」を「看護職員修学資金等貸与申請者家庭調書」に改め、同条第 2 項中「者」の次に「又は条例第 14 条第 1 号に掲げる者で大学院の修士課程に在籍するもの」を加え、「前項各号」を「同項各号」に、「看護師免許証」を「看護師の免許証」に改める。

第 3 条中「前条」を「前条第 1 項」に改め、「第 2 条」の次に「又は第 14 条」を加える。

第 4 条中「第 2 条」を「第 2 条第 1 項」に、「前条」を「前条ただし書」に改める。

第 6 条ただし書中「第 6 条第 1 項」の次に「又は第 16 条第 1 項」を加える。

第 7 条第 1 項中「又は条例第 9 条第 1 項」を「第 9 条第 1 項、第 17 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 19 条第 1 項」に、「看護職員等修学資金返還免除申請書」を「看護職員修学資金等返還免除申請書」に、「看護職員等（）」を「助産師等（）」に、「看護職員等を」を「助産師等を」に改め、同条第 2 項中「又は同条第 2 項第 2 号」を「若しくは第 2 項第 2 号又は第 17 条第 1 項第 2 号若しくは第 2 項第 2 号」に改め、同条第 3 項中「第 9 条第 1 項第 2 号の規定による」を「第 9 条第 1 項又は第 19 条第 1 項の規定により、死亡し、又は心身に著しい障害を生じたことによる修学資金の返還の債務の」に、「死亡し、又は心身に著しい障害を生じたことにより修学資金を返還することができなくなったこと」を「その事実」に改める。

第 9 条第 1 項中「看護職員等」を「助産師等」に改め、同条第 2 項中「看護職員として」を「保健師等として」に、「看護職員等」を「助産師等」に、「看護職員」を「保健師等」に改め、同条第 3 項及び第 4 項中「看護職員等」を「助産師等」に改め、「（見習職員を含む。）」を削り、同条第 5 項中「看護職員等」を「助産師等」に改め、「（見習職員を含む。）」を削り、同項を同条第 8 項とし、同条第 4 項の次に次の 3 項を加える。

5 条例第 17 条第 1 項第 1 号並びに第 19 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項に規定する助産師として

の在職期間を計算する場合においては、第1項の規定を準用する。この場合において、同項中「免許を取得した日」とあるのは「助産師として業務に従事することとなつた日」と、「助産師等」とあるのは「助産師」と読み替えるものとする。

6 条例第17条第2項第1号並びに第19条第1項、第3項及び第4項に規定する看護師としての在職期間を計算する場合においては、第1項の規定を準用する。この場合において、同項中「免許を取得した日」とあるのは「看護師として業務に従事することとなつた日」と、「助産師等」とあるのは「看護師」と読み替えるものとする。

7 条例第17条第2項第1号に規定する看護師として業務に従事した経験を有するときの当該業務に従事した期間を計算する場合においては、第1項の規定を準用する。この場合において、同項中「免許を取得した日」とあるのは「看護師として業務に従事することとなつた日」と、「助産師等」とあるのは「看護師」と読み替えるものとする。

第10条中「及び同条第2項各号」を「若しくは第2項各号又は第18条第1項各号若しくは第2項各号」に、「第9条」を「第9条第1項又は第19条第1項」に、「看護職員等修学資金返還明細書」を「看護職員修学資金等返還明細書」に改める。

第11条中「第11条の」を「第11条又は第20条の」に、「看護職員等修学資金返還猶予申請書」を「看護職員修学資金等返還猶予申請書」に、「同条」を「これらの条」に改める。

第13条の見出し中「学業成績表」を「学業成績証明書」に改め、同条中「第13条に」を「第13条及び第21条に」に、「学業成績表」を「学業成績証明書」に改める。

第14条第1項第3号中「修学に堪えない程度の心身の故障を生じた」を「心身の故障のため修学の見込みがなくなつた」に改め、同項第4号中「又は」を「若しくは」に改め、「とき」の次に「、又はその後復学したとき」を加え、同項第5号を削り、同項第6号中「又は」を削り、「、若しくは」を「、又は保証人についての」に改め、同号を同項第5号とし、同項中第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、同条第2項第1号中「第6号」を「第5号」に改め、同項第2号中「県の区域」を「条例第7条第1項に規定する養成所等貸与者及び同条第2項に規定する大学院貸与者にあつては、県の区域」に、「条例第7条第1項第1号」を「同条第1項第1号」に改め、同項第3号中「看護職員等」を「条例第1条に規定する看護職員」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 条例第17条第1項に規定する助産師貸与者及び同条第2項に規定する看護師貸与者にあつては、条例第14条第1号に規定する特別区域内の助産師対象施設（条例第17条第1項第1号に規定する助産師対象施設をいう。以下同じ。）若しくは対象施設等において、業務に従事し、若しくは従事しなくなつたとき、又はその従事する助産師対象施設若しくは対象施設等を変更したとき。

別記第1号様式中「看護職員等修学資金貸与申請書」を「看護職員修学資金等貸与申請書」に、「看護職員等修学資金の」を「（ ）の」に、「なお、貸与を受けることとなつた上は、将来県の区域内の

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{看護職員等修学資金貸与条例第7条第1項第1号の対象施設等において看護職員等} \\ \text{看護職員等修学資金貸与条例第7条第2項第1号の医療機関等において看護職員} \end{array} \right\}$$

して業務に従事することを誓います。」

を

「なお、貸与を受けることとなつた上は、将来（ ）内の（ ）において（ ）として業務に従事することを誓います。」

に、「看護職員等修学資金に」を「（ ）に」に改め、同様式注中「看護師免許証」を「看護師の免許証」に改める。

別記第2号様式中 県の区域内の
$$\left\{ \begin{array}{l} \text{看護職員等修学資金貸与条例第7条第1項第1号の対象} \\ \text{看護職員等修学資金貸与条例第7条第2項第1号の医療} \end{array} \right.$$

施設等において看護職員等
機関等において看護職員
$$\left. \right\}$$
を「（ ）内の（ ）において（

）」に、「回」を「印」に改める。

別記第3号様式中「看護職員等修学資金貸与申請者家庭調書」を「看護職員修学資金等貸与申請者家庭調書」に改める。

別記第4号様式中「看護職員等修学資金貸与条例」を「看護職員修学資金等貸与条例」に改める。

別記第5号様式中「看護職員等修学資金返還免除申請書」を「看護職員修学資金等返還免除申請書」に、「（医療機関等）で看護職員等（看護職員）の」を「において」に、「看護職員等修学資金の」を「（ ）の」に改める。

別記第6号様式中「看護職員等修学資金返還明細書」を「看護職員修学資金等返還明細書」に、「看護職員等修学資金貸与条例」を「看護職員修学資金等貸与条例」に改める。

別記第7号様式中「看護職員等修学資金返還猶予申請書」を「看護職員修学資金等返還猶予申請書」に、「（医療機関等）で看護職員等（看護職員）の業務に就業した日」を「における業務開始年月日」に、「看護職員等修学資金の」を「（ ）の」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の看護職員等修学資金貸与条例施行規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。